

新潟市病院事業運営審議会の運営に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市病院事業運営審議会設置条例第8条の規定に基づき、新潟市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）の開催方法について、必要な事項を定める。

(開催方式)

第2条 審議会の開催方式は、原則、同一の会場における集合形式により行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、インターネット回線を活用したWEB会議システムによる開催（以下「WEB会議」という。）を可能とする。

(会議への出席)

第3条 WEB会議への出席については、委員の映像及び音声を確認できた場合に出席と認めることとする。

2 前項について、会議の途中で送受信のトラブルなどにより双方の通信ができない状態となった場合は、退席したものとする。ただし、画像又は音声のほか、何らかの方法により議事の議決に関する意思表示ができ、議長がそれを確認できた場合は、出席したものと認める。

(書面審査)

第4条 書面により審議会を開催するための要件については、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 第2条に定める方法による開催が困難であるとき
- (2) 審議会での結論に遅延が生じることにより市民生活への影響が危惧されるなど、審議会の開催に緊急性が認められるとき
- (3) 書面による開催について、委員の同意があったとき

2 前項の要件に従い開催された書面審査に関する審議の方法及び会議の成立等に関し必要な事項は、別に定める。

(報酬)

第5条 会議に係る報酬は、第2条又は第4条に定めるいずれかの方法によって、会議の開催が認められた場合には、支払うものとする。

附 則

この要項は、令和3年11月26日から施行する。

新潟市病院事業運営審議会の書面審査の実施に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、新潟市病院事業運営審議会の運営に関する要項第4条の規定に基づき行われる書面審査について、必要な事項を定める。

(開催の同意)

第2条 書面開催は、開催について委員の同意を得るものとする。

- 2 同意は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 同意書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(開催の方式)

第3条 書面審査は、事務局が、返信期日を指定したうえで、審議に必要な資料及び書面表決書を委員に送付することにより行う。

- 2 書面表決書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(議決の方法)

第4条 委員は、事務局が指定した返信期日までに、書面表決書を事務局に返信するものとする。

- 2 委員は、送付された審議資料について質疑又は意見がある場合は、書面にて事務局へ提出するものとする。事務局は、全ての質疑又は意見に対して回答を作成のうえ、審議の内容を明らかにするために、全委員に対して、質問または意見の内容とそれに対する回答を送付するものとする。
- 3 前項における質問または意見に係る様式は任意とし、回答に係る様式は、別記様式3号のとおりとする。

(会議の成立)

第5条 会議の成立は、書面表決書の返信期日までに、委員の半数以上からの返信があり、最終的な意見集約が行われたことをもって会議が成立したものとする。

2 書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を事務局が受領した日とする。

(会議の公開)

第6条 書面審査による開催については、次号に定めるとおり情報公開を行うものとする。

- (1) 書面審査となった理由
- (2) 会議資料
- (3) 会議結果
- (4) 審議中に委員から出された質疑又は意見及びこれらに対する回答

附 則

この要項は、令和3年11月26日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

新潟市病院事業運営審議会の書面開催について

1 開催理由

2 実施方法

実施は、新潟市病院事業運営審議会の書面審査の実施に関する要項（以下「要項」とする。）に基づき行う。

（1）会議の日

要項第5条第2項により、返信期日内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を事務局が受領した日

3 実施に関する委員の同意について（要項第2条）

年度第 回新潟市病院事業運営審議会の書面会議開催については、

同意します。

同意しません。

委員名

別記様式第2号（第3条関係）

書 面 表 決 書

（宛先）新潟市病院事業運営審議会長

年度第 回病院事業運営審議会に諮られた議事について、下記のとおり表決いたします。

議事番号・名称	表決	備考

委員名 _____

別記様式第3号（第4条関係）

回 答 書

（宛先）新潟市病院事業運営審議会 委員各位

年度第 回病院事業運営審議会に諮られた議事について提出された質問または意見に対する回答は下記のとおりとなります。

議事番号・名称	質問または意見	事務局による回答

新潟市病院事業運営審議会事務局